

国民健康保険税の納付は忘れずに



国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるように保険税は納期限内に納めましょう。

納税通知書は7月中旬に送付

納付書が同封されているかたは、納期限内に市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。

国保税は口座振替で

年金天引きの場合を除き、口座振替による国民健康保険税の納付をお願いしています。納付書で支払い予定のかたには、口座振替の申込書を同封します。ぜひこの機会に、安全・確実・便利な口座振替の手続きをお願いします。

国民健康保険の減免制度

会社の倒産や解雇、雇い止めなどで離職したかた、災害や特別の事情で生活が著しく困窮し、納付が困難なかたは、申請により保険税や一部負担金の減免を受けられる場合があります。早めにご相談ください。



軽減判定所得の拡大

5割、2割軽減の範囲が拡大します。世帯の総所得金額などが一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。ただし、所得が未申告の世帯は対象外です。

令和元年度(平成31年度) 軽減判定所得

加入者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	33万円以下	61万円以下	84万円以下
2人		89万円以下	135万円以下
以下1人 増えるごとに		+28万円	+51万円

滞納処分の強化

税負担の公平性から、滞納処分を強化しています。(平成30年度の差押件数：1,865件)
納付が困難な場合は早めにご相談ください。

高齢受給者証の送付

国民健康保険加入者で70～74歳のかたには8月から使用する高齢受給者証を7月中旬に送付します。

地方税法施行令の改正に伴う賦課限度額の引き上げ

令和元年度(平成31年度)から国民健康保険税の賦課限度額を引き上げました。

令和元年度(平成31年度) 国民健康保険税

	内容	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割額	前年の総所得金額等から基礎控除額 33万円を引いた額の	7.45%	2.5%	1.3%
均等割額	加入者1人につき	28,000円	9,000円	13,000円
賦課限度額	1世帯の上限額 ()内は平成30年度の金額	58万円 (54万円)	19万円 (変更なし)	16万円 (変更なし)

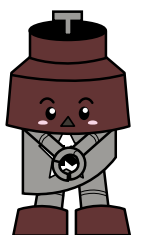
安定的な国民健康保険の運営を目指して

本市国保の現状は、加入者数が減少傾向にあります。高齢化や医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は年々伸び続けています。

国保事業は、保険税や公費などで運営することが原則ですが、不足分を毎年一般会計から繰り入れており、実質的な収支は赤字が続いています。

平成30年4月から都道府県と市区町村が共同保険者となり、国保の安定的な運営を目指しています。

本市も今年4月に「国保収納課」を設置し、保険税収納率のさらなる向上を図るなど、赤字の削減に取り組んでいます。



問い合わせ…国民健康保険課 ☎048-259-7669 FAX048-254-2282